



2020年2月14日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
 代表取締役 社長執行役員 前田龍一
 コード番号 5184 東証第2部
 問合せ先 常務執行役員 森川良一
 TEL (079) 252-4151

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2020年3月26日開催予定の第136期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

当社では、監査役の任期について、定款第33条第2項に任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までと規定しておりますが、補欠として選任されたとしても4年間継続して監査業務を行っていただく方が当社のコーポレートガバナンス向上に資すると判断し、本規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

定款第33条の変更の内容（下線部）は、次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月26日

定款変更の効力発生日 2020年3月26日

以上